

環境アセスメントに係る根拠法令等

## 環境アセスメントの対象事業一覧

	第1種事業 (必ず環境アセスメントを行う事業)	第2種事業 (環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業)
1 道路		
高速自動車国道	すべて	—
首都高速道路など	4車線以上のもの	—
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2 河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3 鉄道		
新幹線鉄道	すべて	—
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m
5 発電所		
水力発電所	出力3万kW以上	出力2.25万kW～3万kW
火力発電所	出力15万kW以上	出力11.25万kW～15万kW
地熱発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
原子力発電所	すべて	—
風力発電所	出力1万kW以上	出力7,500kW～1万kW
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha～30ha
7 埋立て、干拓	面積50ha超	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha～100ha
13 宅地の造成の事業（*1）	面積100ha以上	面積75ha～100ha

○港湾計画（\*2） 埋立・掘込み面積の合計300ha以上

（\*1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（\*2）港湾計画については、特例の手続を実施することとなる（14ページ参照）。

### (3) 環境アセスメントの実施者

環境アセスメントは、対象事業を実施しようとする事業者が行います。これは、そもそも環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自己の責任で事業の実施に伴う環境への影響について配慮することが適当だからです。また、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査・予測・評価を行うとともに環境保全対策の検討を一体として行うことにより、その結果を事業計画や施工・供用時の環境配慮等に反映しやすいこともその理由の一つです。

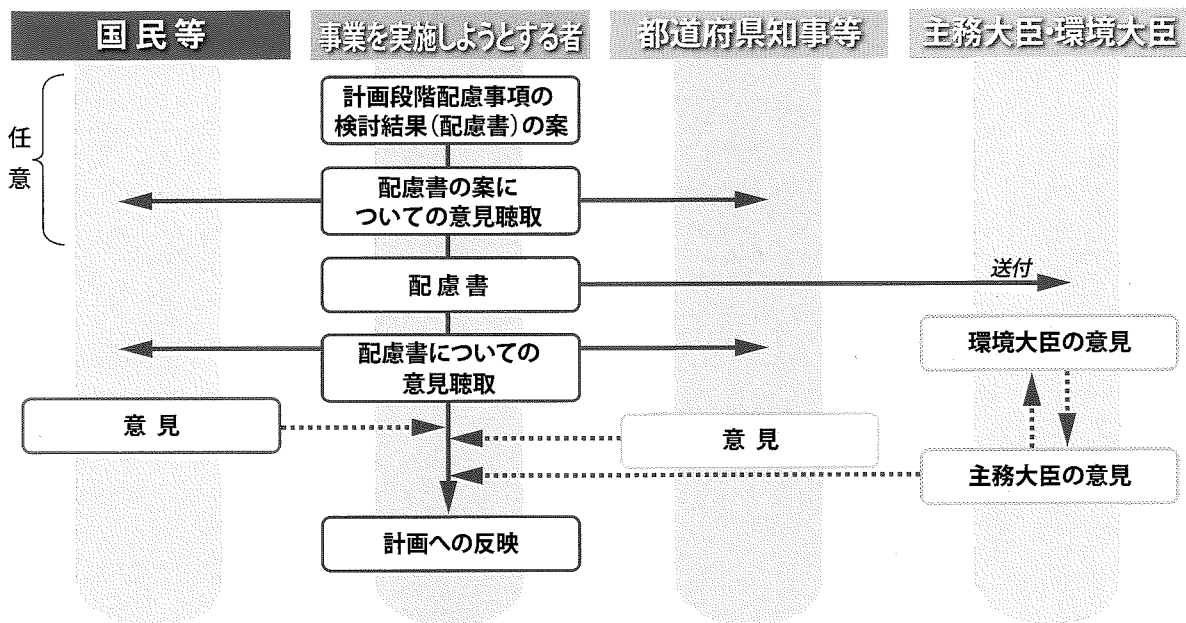
## 「配慮書」の手続

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続に反映させることとなっています。また、第2種事業を実施しようとする者は、これら一連の手続を任意で実施できます。

### 配慮書の手続



### トピック 3 配慮書手続とより上位の計画等における環境アセスメント

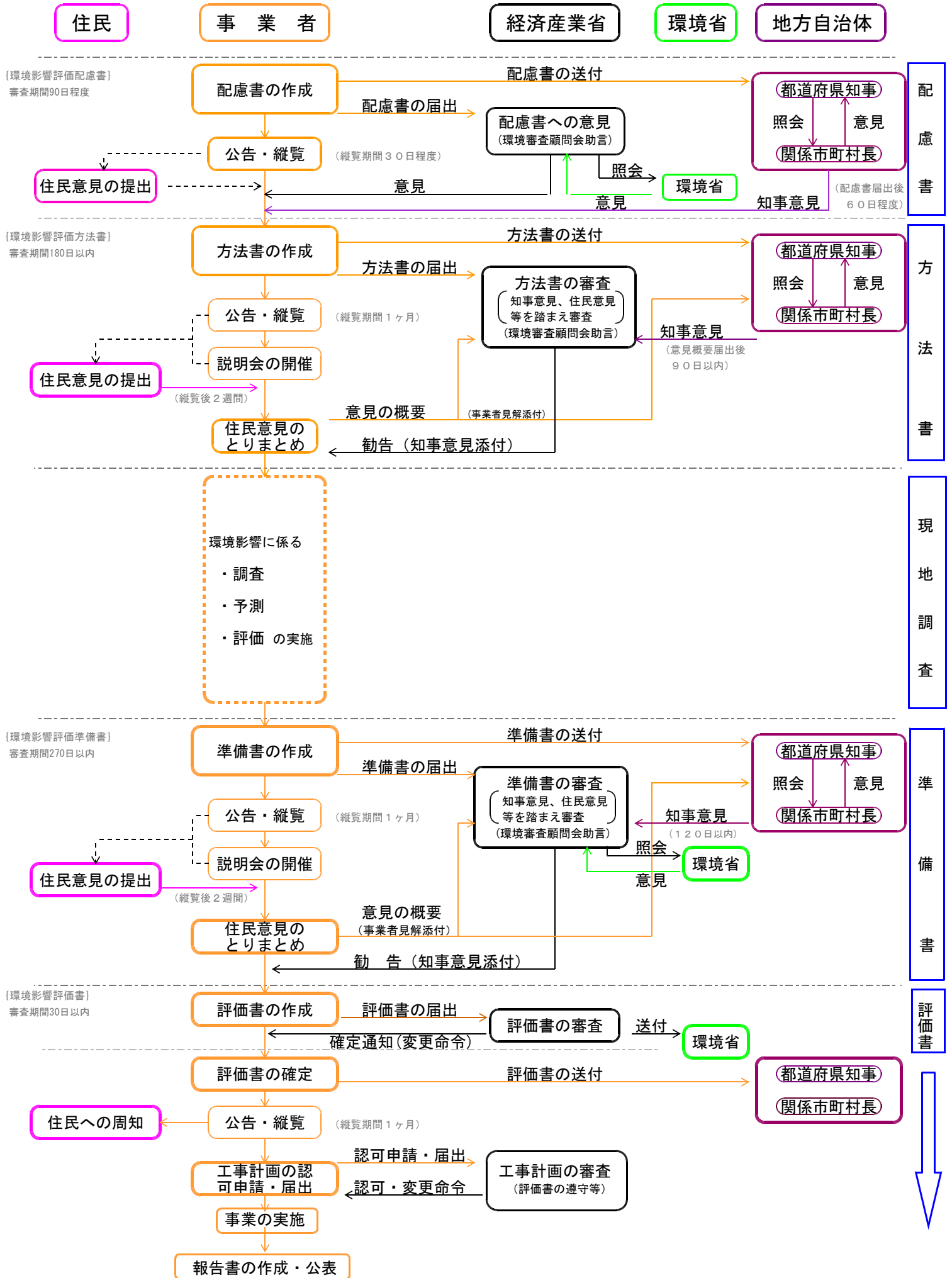
法改正前の環境アセスメントは、事業の枠組み（事業の大まかな位置、規模等）が既に決定された段階で行うものであったため、事業者が、対策の検討や実施について柔軟に対応することが困難な場合がありました。

これに対し、法改正により導入された配慮書手続は、事業計画の検討の段階（事業の位置、規模や施設の配置、構造などを検討する段階）を対象としているため、より柔軟な環境配慮が可能となり、これまで以上に効果的に環境影響の回避、低減が図られるなどの効果が期待されます。

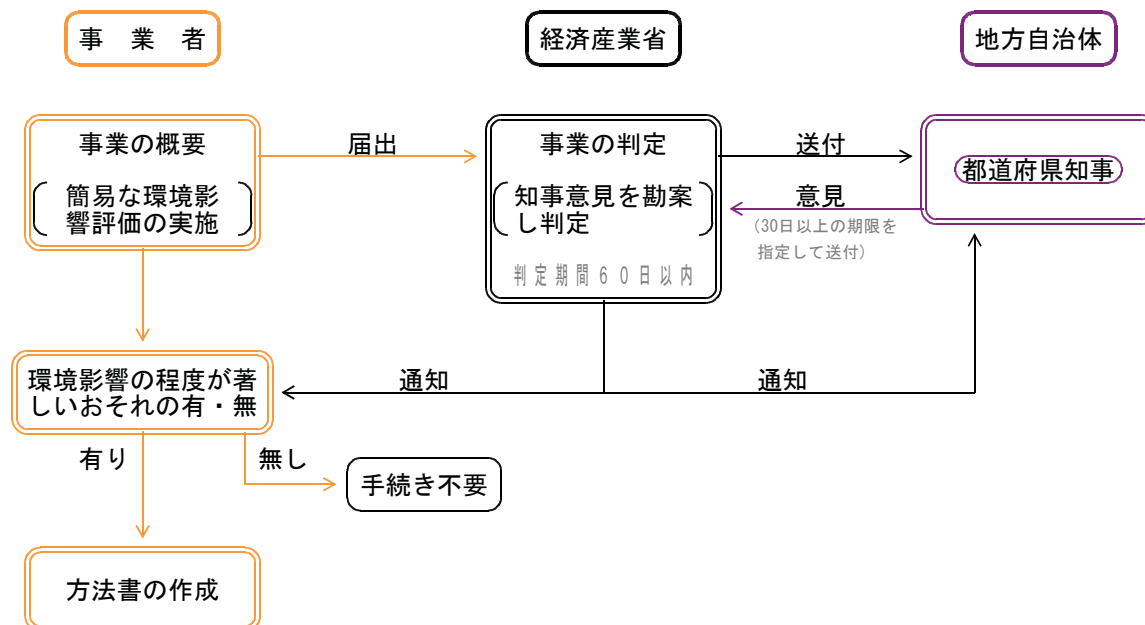
諸外国の制度の中には、個別の事業計画に影響を与える上位計画や政策そのものの検討段階で環境アセスメントが行われているものもあり、事業のより早期の段階におけるこのような環境配慮の仕組みは、より効果的な環境配慮がなされる効果が期待されます。今後は、こうしたより早期の段階での環境配慮の仕組みについても検討を進めていく必要があります。

# 発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

## 1. 第1種事業



## 2. 第2種事業の判定



(以下、第1種事業と同様の手続き)

# 環境アセスメント根拠法令(配慮書手続き)

## ■環境影響評価法(抜粋)

<p>第三条の三</p>	<p>(配慮書の作成等)            第一種事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。            一 第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)            二 第一種事業の目的及び内容            三 事業実施想定区域及びその周囲の概況            四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの            五 その他環境省令で定める事項</p>
<p>第三条の七</p>	<p>(配慮書についての意見の聴取)            第一種事業を実施しようとする者は、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。</p>

■発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(抜粋)

<p>第十四条</p>	<p>(関係地方公共団体の長からの意見聴取の方法)            配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は当該配慮書を添えて、当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して六十日程度の適切な期間を定めて行うものとする。</p> <p>2 配慮書の案について、前条の規定により一般の意見を求めた場合は、同条第五項の規定により提出された意見の概要を記載した書類及び当該意見に対する第一種事業を実施しようとする者の見解を記載した書類を前項に規定する書面に添えて関係地方公共団体の長に送付するよう努めるものとする。</p> <p>3 関係地方公共団体である都道府県の知事(この条において「関係都道府県知事」という。)は、第一項の規定による書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。</p> <p>4 前項の場合において、関係都道府県知事は、期間を指定して、配慮書の案又は配慮書について関係地方公共団体である市町村の長(この条において「関係市町村長」という。)の環境の保全の見地からの意見を求めることができるものとする。</p> <p>5 第三項の場合において、関係都道府県知事は、前項の意見を勧案するとともに、第二項の各書類がある場合には、当該書類に記載された意見及び見解に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>6 第四条第二項第一号又は第二号に規定する地域の全部が法第十条第四項に規定する一の政令で定める市に限られる場合は、第三項から前項までの規定にかかわらず、当該市の長が第一項の書面の送付を受けたときは、同項の第一種事業を実施しようとする者が定める期間内に、当該者に対し、配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。この場合において、関係都道府県知事は必要に応じ当該者に対し意見を述べるものとする。</p> <p>7 第三項又は前項の規定により意見を述べた都道府県知事又は市長は、速やかに当該書面を経済産業大臣に送付するものとする。</p>
-------------	--